

調達管理番号：20a00827

国名：コートジボワール国

担当部署：経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名：コートジボワール国国産米振興プロジェクトフェーズ2（種子生産）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：種子生産
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2021年5月中旬から2022年2月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内1.40M/M、現地6.17M/M、合計7.57M/M
- (3) 業務日数：

国内準備期間	第1次現地業務期間	第1次国内整理期間
7日間	60日間	7日間
	第2次現地業務期間	第2次国内整理期間
	80日間	7日間
	第3次現地業務期間	
	45日間	
帰国整理期間		
7日間		

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月9日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知：2021年1月15日（金）までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ①業務実施の基本方針 16点
- ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	種子生産にかかる各種業務
対象国／類似地域	仏語圏アフリカ／全途上国
語学の種類	仏語が望ましい。英語でも可。

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし。
- (2) 必要予防接種：当国の入国の際に義務づけられている予防接種はありません。

6. 業務の背景

(1) 経緯

コートジボワール共和国（以下、「コートジボワール」）は国土の大部分が熱帯モンスーン気候に属し、南部の平均降水量 1,600～2,200mm、月平均気温 25.0～28.3 度という恵まれた自然環境により農業生産のポテンシャルが高く、農業は GDP の 21% を占め、労働人口の 36% が従事している。生産される食用作物はヤムイモ・キャッサバ・コメ等多様にある中、コメだけが輸入に依存しており、国内消費量 275 万トン（2018 年）のうち、約 50% を輸入している¹。

コートジボワール政府は「国家開発計画」（2016 年～2020 年）の中で、「農業の競争力強化及び生産者の収益向上、食糧安全保障」を掲げている。また、国家農業投資計画（PNIA）フェーズ 2（2017-2025）が 2017 年 11 月に策定されており、GDP の 21% を占める農業を、競争力がありかつ持続可能な基幹産業として育成し、その発展の恩恵が広く共有されることを目指している。PNIA フェーズ 2 は、①一次産業の発展、②環境に配慮した生産システムの強化、③農業地域の発展や市民の福利を志向した包括的な成長を戦略的目標として掲げ、7 年間で 4.3 兆 FCFA（約 0.8 兆円）を同分野に投資する予定にしている。

特に稲作部門においては、2007-2008 年の国際的な食料価格高騰を背景に、2008 年に国家稲作振興戦略（SNDR）が策定され、2011 年にその改訂版「SNDR 2012-2020」を発表している。SNDR においては、「コメの自給達成及び輸出国への転換」というビジョンを掲げながら、①持続可能な国産米生産システムの確立、②国産米の付加価値化、③政策策定者、バリューチェーンアクター、及びアクター間の連携体制確立を柱に国産米振興に取り組んでいる。

このような状況下、JICA は 2014 年より技術協力プロジェクト「国産米振興プロジェクト（PRORIL）」（2014 年～2020 年）を国家コメセクター開発機構（ADERIZ）を C/P 機関として実施し、稲作・精米技術の向上や優良種子・クレジットといった投入へのアクセスの改善、バリューチェーン関係者の連携強化、国産米販売促進活動を通じた、コメ生産量及び販売量の増加に取り組んでいる。この結果、対象農家の生産量及び販売量が

¹ 以下、コメ需給データの出典は USDA : PS&D Online (2019)

事業前と比べ50%増加した他、金融機関のコメ分野への参入促進、バリューチェーン関係者の連携強化などの成果が表れている。今後、さらに国産米振興を促進するためには、コメバリューチェーンの中でも国産米販売意欲の高い精米業者・販売業者へのコメ集積を図るための金融サービスの拡充、国産米の質の向上のための種子生産、収穫後処理の改善などが必要である。また、安定的な生産・収穫のためには適切な農業機械の導入及びメンテナンス技術の向上や農業機械サービスの発展が必要である。

こうした背景のもと、コートジボワール政府はPRORILのバリューチェーンにおける活動成果の拡大及び持続的な農業機械化を図るため、国産米振興を目的とした技術協力プロジェクト「国産米振興プロジェクトフェーズ2 (PRORIL2)」を我が国に対し要請した。

本プロジェクトでは、投資可能な国産米サプライチェーン (SC) の確立を通じて、コメの販売量と質を向上させることを目的としており、そのための対象SCの良質種子の生産・使用能力の向上に本専門家の活動は貢献するものである。

(2) 「国産米振興プロジェクトフェーズ2 (PRORIL2)」の概要

- ① プロジェクト実施期間：2021年1月～2025年12月（5年間）
- ② プロジェクト目標：投資可能な²国産米サプライチェーン (SC) の確立を通じて、コメの販売量と質が向上する。
- ③ 期待される成果：
 - 成果1 最適化された農業金融サービスが国産米 SC に供給される。
 - 成果2 持続可能な農業機械サービスの体制が確立される。
 - 成果3 対象 SC の良質種子の生産・使用能力が向上する。
 - 成果4 対象農家、精米業者、流通業者の収穫後処理・品質管理技術が向上する。
 - 成果5 成果1～4を通じて確立された SC 強化にかかる活動が他の国産米 SC に広がる。
- ④ 対象地域：
 - 全国
- ⑤ 実施機関／カウンターパート機関
 - 責任機関は、稲作振興省 (MPR)、実施機関は国家コメセクター開発機構 (ADERIZ) となる。
- ⑥ 本プロジェクトチームの人員構成
 - 本プロジェクトはJICA直営専門家3名（チーフアドバイザー、農業機械アドバイザー、コメバリューチェーン／業務調整）で構成される。また、協力期間中に本専門家以外に複数名の短期専門家（農業機械・収穫後処理、マーケティング、SHEP・キャパシティビルディング、農業金融、中小企業振興等）の派遣を予定している。

7. 業務の内容

プロジェクト対象地域の種子生産農家への研修、指導を通じ、同地域へ高品質種子を供給するとともに、コートジボワール国の種子システムを把握し、提言を行う。

本専門家の具体的な担当業務は、以下の通り。

- (1) 国内作業期間（2021年5月中旬～5月下旬、7日間）
 - ① 要請背景・内容、案件のイネ種子分野の支援に係る基本的な考え方を把握（要請

² 英語ではBankable と表し、ここでは収益性が高くリスクが管理できる、即ち投資が可能な状態をさす。

書・関連報告書、詳細計画策定調査報告資料、他ドナーが実施する類似プロジェクト等の資料・情報)・分析する。

- ② 本契約期間全体の業務内容を整理し、ワークプラン(案)(英文または仏文)を作成し、JICA 経済開発部、JICA コートジボワール事務所およびプロジェクトチームへ電子データで提出する。なお、ワークプラン(案)では、プロジェクトチームの一員として本専門家が求められている項目を達成するための、具体的な計画を記載すること。
- ③ JICA 経済開発部との現地業務前打合せに参加する。

(2) 第1次現地業務期間(2021年6月上旬~2021年8月上旬、60日間)

- ① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、C/P機関、JICAコートジボワール事務所と議論の上、必要に応じてワークプラン(案)を修正・更新し、承認を得る。
- ② 稲作セクター関連政府機関(ADERIZ 及び稲作振興省(MPR))と打合せを行い、稲作開発戦略と関係機関のニーズを確認する。
- ③ 担当分野に係る以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。なお、各訪問先の面談記録を作成する。

ア) 種子生産に関し、コートジボワール国農業開発政策及び 国家稲作振興戦略(SNDR) の実施に向けた先方政府の体制、予算、プロセス等を確認する。

イ) ADERIZ の種子・肥料支援サービス課職員、農業農村開発省(MINADER) の種子検査に関わる組織、人材(種子監査官、種子検査官等)、稲作振興省(MPR) の種子セクター担当者等のコメ種子分野に関する知識、人員、実務実施能力等について確認する。

ウ) ADERIZ が実施している種子生産事業について状況を確認する。

エ) コートジボワールにおけるイネの育種家種子、原原種種子及びその他種子生産に関し、アフリカ稲センター(AfricaRice)、国立農業研究センター(CNRA)等の機関から情報収集、ヒアリングを行い、関連する政策及びその実施状況を把握する。また、農家への種子供給体制についても把握する。

オ) コメの作付時期における種子の使用状況(自家採取種子、認証種子の更新頻度等)、種子生産農家の種子入手先、生産量、生産頻度、販売量、収益等のヒアリングを行う。

カ) 種子生産農家の種子入手、販売のそれぞれの課題を抽出する。

キ) 現行の政策、関係政策文書における、種子に関する項目のうち、進捗状況等を評価・分析する。

ク) 種子市場形成のため、種子生産に参入する可能性のある企業、NGO を調査する。

ケ) 案件対象地域で活動する IFAD、AfDB 等、種子分野の関係ドナー、研究機関等に関する情報を収集する。

コ) イスラム開発銀行が設置を支援する種子センター(7棟)の機能と活動方針

について情報収集する。

- ④ 対象地域における高品質種子の供給、生産増を目指し、支援する種子生産農家を選定し、プロジェクト対象地域に必要な種子を供給するため、同農家とアクションプラン、生産計画を策定する。
 - ⑤ 上記④のための、政府・ドナーによる技術マニュアルの収集、PRORIL 1 で作成された研修資料等のアップデートを行い、研修の準備を行う。
 - ⑥ 上記④で選定された農家と 2021 年度の種子生産を行うため、AfricaRice または CNRA から高品質な種子を確保する。
 - ⑦ 上記③ケ) 及びコ) に関して、本プロジェクトと他ドナーとの協力の可能性を検討する。
 - ⑧ 担当分野に係る現地活動報告をプロジェクトチームに共有する。また、JICA コートジボワール事務所に第 1 次現地業務結果報告書（英文または仏文・和文）を提出し、現地業務結果の報告を行う。
- (3) 第1次国内整理期間（2021年 8月中旬～2021年8 月下旬、7日間）
- ① 現地業務から帰国後、1週間以内を目処に第1次現地業務結果報告書（和文）を用いて、JICA経済開発部に第1次現地業務完了報告を行う。
 - ② ワークプラン(案)を改訂し、JICA 経済開発部との現地業務前打合せに参加する。
- (4) 第 2 次現地業務期間（2021 年 9 月上旬～2021 年 11 月下旬、80 日間）
- ① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、C/P機関、JICAコートジボワール事務所と議論の上、必要に応じてワークプラン（案）を修正・更新し、承認を得る。
 - ② 上記(2)③において収集した情報のアップデートを行う。
 - ③ 上記(2)④で選定した種子生産農家等を対象に種子生産研修（講義、圃場）、農業経営研修を実施する。
 - ④ 実施した研修を踏まえて研修資料等のアップデートを行う。
 - ⑤ 同種子生産農家と種子生産を開始し、栽培状況を確認しつつ指導・助言を行う。また、研修後のモニタリングも行う。
 - ⑥ MINADER等、種子生産に関わる組織、人材の活動を確認し、指導、助言を行う。
 - ⑦ 種子監査官及び種子検査員を対象とする研修（異品種株の除去等の圃場検査など）を企画、実施する。また、研修後のモニタリングも行う。
 - ⑧ 種子生産農家向けの種子生産指針の作成を行う。
 - ⑨ 種子生産の市場形成のため、候補となりえる民間企業の情報を収集し、生産体制についてフィジビリティを調査する。
 - ⑩ JICA コートジボワール事務所に第 2 次現地業務結果報告書（英文または仏文・和文）を提出し、現地業務結果の報告を行う。
- (5) 第2次国内整理期間（2021年12月上旬～12月中旬、7日間）
- ① 現地業務から帰国後1週間以内を目途に、第2次現地業務結果報告書（和文）を活用し、JICA経済開発部に進捗報告を行う。
 - ② ワークプラン(案)を改訂し、JICA経済開発部との現地業務前打合せに参加する。

- (6) 第3次現地業務期間(2022年1月上旬~2022年2月中旬、45日間)
- ① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、C/P機関、JICAコートジボワール事務所と議論の上、必要に応じてワークプラン(案)を修正・更新し、承認を得る。
 - ② 種子生産農家の栽培について、収穫期及び収穫後の指導、助言を行うとともに、研修の事後評価・モニタリングを行う。
 - ③ MINADER等、現地の種子に関わる組織、人材の業務について、指導、助言を行う。また、上記(4)⑦の研修のモニタリングも引き続き行う。
 - ④ 2022年度以降の種子生産農家対象の研修、種子生産の活動について計画する。
 - ⑤ イスラム開発銀行、AfDB、IFAD等ドナーの種子生産担当と協議をし、種子生産の課題を取りまとめ、2022年以降の協力の可能性につき検討する。
 - ⑥ 上記⑤を踏まえ、ADERIZの種子・肥料支援サービス課職員と以下の点につき協議、提言を行う。
 - ア) ADERIZ関連の種子生産活動における課題、改善点
 - イ) 上記(4)⑨に関連し、種子生産の市場形成のための、民間企業への種子生産の移譲
 - ⑦ これまでの活動と上記⑤を踏まえ、MPR、MINADER、LANADA(国家農業開発支援研究所)等の関係者と協議をし、(育種から認証種子生産・販売までの)種子システムに関する提言を行う。
 - ⑧ 担当分野に係る現地活動報告をプロジェクトチームに共有する。また、JICAコートジボワール事務所に第3次現地業務結果報告書(英文または仏文・和文)を提出し、現地業務結果の報告を行う。
- (7) 帰国後整理期間(2022年2月中旬~2月下旬、7日間)
- ① 担当分野の見地からPRORIL2中間報告書(案)作成に協力する。
 - ② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る実施結果、進捗を報告する。
 - ③ 専門家業務完了報告書(和文)を用いて、JICA経済開発部に現地業務完了報告を行う。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) ワークプラン

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有することを目的とし、ワークプラン(案)(英文または仏文)を作成する。各現地渡航において、C/Pやプロジェクトチームとの議論を深め、改訂を重ねること。C/P機関、JICA経済開発部、JICAコートジボワール事務所へ配布する。
- (2) 現地業務結果報告書(簡易製本)

各現地業務終了時に、英文または仏文と和文を作成。提出部数は以下のとおり。

 - ・ 英文または仏文:3部(C/P機関、JICA経済開発部、JICAコートジボワール事務所へ各1部)
 - ・ 和文要約:2部(JICA経済開発部、JICAコートジボワール事務所へ各1部)
- (3) 専門家業務完了報告書(簡易製本)

英文または仏文と和文を作成し、第3次現地業務帰国後1週間以内に提出する。た

だし、提出最終期限は2022年2月25日（金）とする。

・ 英文または仏文：3部（C/P機関、JICA経済開発部、JICAコートジボワール事務所へ各1部）

・ 和文：2部（JICA経済開発部、JICAコートジボワール事務所へ各1部）

なお、簡易製本と併せて、電子データも提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ドバイ⇒アビジャン⇒ドバイ⇒日本を標準とします。

安全対策上宿泊可能なホテルを制限しています。宿泊料は、格付に関わらず一律 15,500 円／泊で計上ください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は、上記「7. 業務の内容」に記載した派遣期間の通りです。

② 現地での業務体制

本プロジェクトチームの業務体制は以下の通りです。

ア) チーフアドバイザー（JICA短期専門家）

イ) 農業機械アドバイザー（JICA短期専門家）

ウ) コメバリューチェーン／業務調整（JICA長期専門家）

③ 便宜供与内容

本プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下の通りです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舍手配：あり

ウ) 車両借上げ：あり

エ) 通訳備上：必要に応じ、通訳の備上を行う。

オ) 現地日程のアレンジ：プロジェクトチームが必要に応じてアレンジしますが、一部は本専門家自身が行う場合もあります。

カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィスにおける執務スペースの提供あり。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当機構経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム（TEL:03-5226-8414）にて配布します。

ア) コートジボワール国産米振興プロジェクトフェーズ1 終了時評価報告書（和文）（2018年7月）

イ) コートジボワール国産米振興プロジェクトフェーズ2 詳細計画策定調査

報告書（和文）（2019年10月）

- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

i タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

ii 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAコートジボワール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結するため、年度を跨る現地業務・国内業務を実施可能です。また、会計年度毎の精算は不要です。
- ⑥ 現地派遣業務については、新型コロナウイルス流行の状況や先方政府側の対応も踏まえて、計画通り現地業務を実施するか、国内業務に振り替えて実施するかを検討し、国内業務に振り替えて遠隔で実施することになる可能性もあります。

以上